

<p>公安委員会 説明資料 No. <b>1</b></p>	<p>平成29年度会計監査実施結果 について</p>	<p>平成30年4月26日 会計課</p>
<p><b>1 重点項目及び対象部署</b> 契約及び捜査費の執行を重点項目とし、80部署に対して実施した。</p> <p><b>2 会計監査の実施結果</b></p> <p>(1) 特徴 所要の手続を行っていないなど会計経理上の過誤が見受けられた。</p> <p>(2) 主な指示事項・指導事項</p> <p><b>ア 契約</b> 国の一般競争入札において、国の入札参加資格が必要なところ、県の入札参加資格で入札させて業者と締結していた（指導事項）。</p> <p><b>イ 捜査費の執行</b> 執行者本人が作成・署名すべき支払伝票について、上司が部下に指示し、執行者以外の者に作成させていた（指示事項）。</p> <p><b>ウ 物品管理及び旅費その他の経費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防弾衣の物品管理において、物品管理簿と物品出納簿の数量に複数の不一致が認められた（指示事項）。</li> <li>○ 旅費の計算に際し、陸路旅行の距離換算を誤ったことに起因する日当の支給漏れが複数件発生していた（指示事項）。</li> </ul> <p><b>3 今後の方針</b> 平成29年度の会計監査実施結果を踏まえ、平成30年度会計監査実施計画に基づき厳正な会計監査を実施し、より適正な会計経理の推進を図る。</p>		

## 1 監察実施項目

取調べの適正確保・高度化の推進状況

(第3四半期において監察を行った府県以外の23府県に対して実施)

## 2 監察実施結果

### (1) 実践的な指導・教養の推進状況と取調べ指導官の運用状況

○ 本部刑事部では取調べ指導官の指揮の下で指導等を行う担当者が指定されているところ、一部の府県では、刑事部門以外の部門においても同担当者が指定され、取調べ指導官と連携して各部門の特性に応じた指導が行われている。

○ 多くの府県では、取調べ指導官等が各警察署から収集した取調べの記録を確認し、そこから得られた効果的な手法や適正確保のための留意点等を活かした指導・研修が行われている。

※ 上記取組が低調である府県に対し、研修の充実について指導した。

○ 一部の府県では、取調べ経験豊富な再任用職員が本部に配置され、取調べ指導業務に専従し、警察署に赴いて取調べ官等に対して直接指導を行っている。

○ 一部の府県では、心理学に関する専門的知識等を有する職員により、取調べの助言や研修が行われている。

### (2) 録音・録画制度の施行を見据えた試行の実施状況と指導・教養の推進状況

○ 録音・録画対象事件の発生に際しては、当直時間帯を含め本部に報告がなされ、必要に応じ本部から指示がなされている。

○ 取調べや研修の効果的な実施に資するため、各捜査員について、録音・録画下での取調べ経験の有無等を把握する仕組みが構築されている。

○ ポータルサイトにおける視聴覚教材等の掲載や、一部の府県では、eラーニングシステムを活用した研修が行われている。

○ 一部の府県では、突発事案発生時にも的確に対応できるよう、警察署に対する抜き打ち訓練や、本部執行隊員に対する機器の取扱要領の研修が行われている。

○ 録音・録画装置の整備計画を策定の上、整備に努めている。

### (3) 録音・録画記録の適正な保管・管理の推進状況

○ 録音・録画記録が施錠可能な保管庫に保管され、簿冊との突合確認が行われている。

○ 一部の府県では、持ち出しが見込まれない複製物は事件ごとに散逸防止のための措置がなされている。

**1 SNS等に起因する事犯の被害児童数の推移（資料1）**

- SNSに起因する事犯の被害児童数は、青少年のスマートフォン等の所有・利用状況の増加に伴い増加傾向にあり、過去最多。
- 一方、出会い系サイトに起因する事犯の被害児童数は、平成20年の法改正以降減少傾向にあり、過去最少。

**2 SNSにおける被害児童の状況**

- 罪種別では、児童ポルノ及び児童買春事犯が増加傾向にあり、他罪種は横ばい。（資料2）
- 学職別では、高校生及び中学生が9割強を占める。（資料4）
- サイト別では、「複数交流系」が増加傾向にあり、他種別は、横ばい又は減少傾向。（資料7）
- 被疑者と会った理由では、「金品目的」及び「性的関係目的」に関連する理由が4割強を占める。（資料9-1）
- フィルタリングの利用の有無が判明した被害児童のうち、8割強が契約当時から利用していない。（資料10）
- 契約当時からフィルタリングを利用していない被害児童において、保護者の多くがその理由を「特に理由はない」と回答しており、関心の低さが見られた。（資料10）

**3 対策****(1) 事業者による協議会の活動支援等**

- ・ 18事業者が参加する「青少年ネット利用環境整備協議会」に協力官庁として参画し、事業者別に児童被害状況を提供
- ・ 座間市における事件の再発防止策として、同協議会に事件の情報を提供し、同協議会の緊急提言に協力

**(2) サイバー防犯ボランティアを活用した各種対策の推進**

サイバーパトロールによる、SNSにおける不適切な書き込みの発見とIHC（インターネット・ホットラインセンター）への通報

**(3) 補導活動及び取締りの推進**

- ・ サイバー補導及び福祉犯事件の取締りの更なる推進
- ・ 無届等の悪質出会い系サイト事業者に対する取締り等の推進

**(4) 関係省庁、事業者及び関係団体と連携した対策の推進**

- ・ 青少年インターネット環境整備法の施行（本年2月1日）による、フィルタリングの更なる利用促進に向けた連携
- ・ 児童、保護者、学校関係者等に対する広報啓発と情報共有